

敷地等の共同化による小規模な再開発への補助制度

# 世田谷区優良建築物等整備事業

市街地の環境改善や良好な市街地住宅の供給等を目的とした、敷地等の共同化による建築に対し、事業費の一部を補助する制度です。

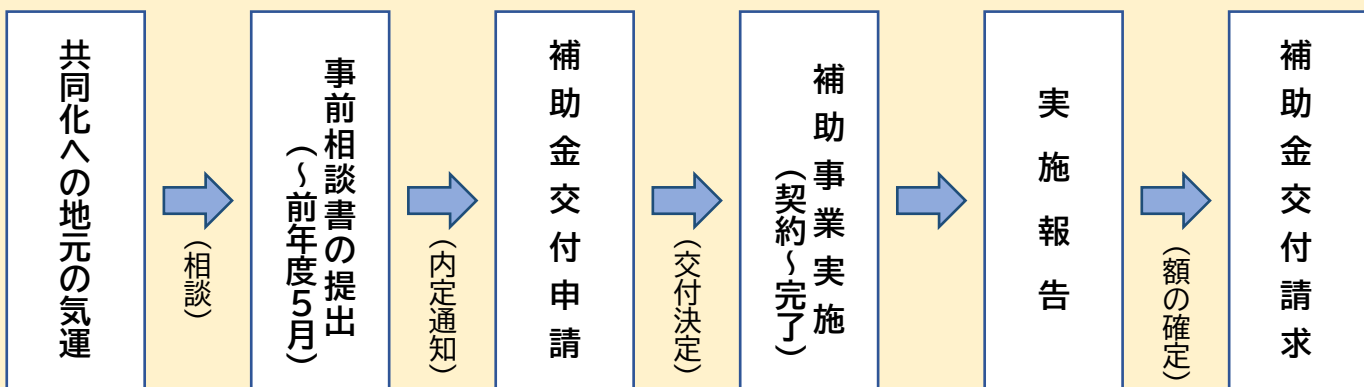


## 補助内容

補助対象事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査設計計画費（事業計画作成費、建築設計費）</li> <li>○土地整備費（既存建物除去・整地費）</li> <li>○共同施設整備費（緑地、通路等の空地整備費、電気・ガス等の供給処理施設、廊下やエレベーター等の共同施設整備費等）</li> </ul>
補助率	各補助対象事業費の2/3
上限額（総額）	予算の範囲内において、一地区あたり1億円

## 手続きの流れ

補助申請年度の前年度5月までに計画資料の提出が必要です。お早めにご相談ください。



※事業が複数年に及ぶ場合は、単年度ごとに補助金交付要望・申請・交付の手続きを行います。  
また、このほかにも必要な手続きがあります。

# 主な補助要件

〈世田谷区優良建築物等整備事業要綱第2条及び第3条より〉

基礎要件	2以上の敷地等について、2人以上の地権者等による共同化事業であること※1
対象地域 (いずれか)	・再開発促進地区内※2かつ駅からおおむね800m以内 ・市街地総合再生計画の区域内
住宅整備	優良な住宅※310戸以上
地区面積	道路中心線以内の面積がおおむね500m <sup>2</sup> 以上
構造等	・耐火構造で、原則、地階を除く階数が3階以上 ・バリアフリー、安全対策、防犯性能、シックハウスの基準を満たすこと等
募集方法・価格	・賃借人・譲受人の公募 ・近傍同種の家賃・分譲価格以下にすること
空地整備	原則、一定規模の空地※4及び敷地面積の10%以上の日常一般に開放された空地を有すること
接道要件	原則、幅員6m以上の道路に4m以上接すること

※1 地権者等が2人の場合は、200m<sup>2</sup>未満又は不整形な敷地等を含むこと。

※2 都市再開発法第2条の3第1項第2号に基づく東京都市計画都市再開発の方針に規定する地区。ただし、環七・環八・目黒通り沿道地区等は除く。

※3 専用面積が50m<sup>2</sup>以上(単身世帯向けは25m<sup>2</sup>以上)で、便所・浴室・台所等が専用であること。

※4 建ぺい率上の空地+15~20%

## その他

### ●事業計画作成費の補助について

原則、世田谷区街づくり条例第47条に基づく「街づくり専門家の派遣」を受けている事業が対象となります。

### ●補助金について

国や東京都の補助制度を活用した事業です。事業の円滑な進捗ならびに予算措置のためにも早い段階でご相談ください。

### 〈お問い合わせ先 ☎〉

世田谷総合支所 街づくり課	世田谷4-21-27	03-5432-2870
北沢総合支所 街づくり課	北沢2-8-18 北沢タウンホール内	03-5478-8031
玉川総合支所 街づくり課	等々力3-4-1	03-3702-4539
砧総合支所 街づくり課	成城6-2-1	03-3482-2594
烏山総合支所 街づくり課		03-3326-9618
烏山総合支所 駅周辺整備担当課 (千歳烏山駅周辺地区に関する事)	南烏山6-28-6	03-3326-9836
防災街づくり担当部 市街地整備課 (制度に関する事)	玉川1-20-1	03-6432-7155